

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第百四十四条の七第一項第一号の基準)</p> <p>第八条の二十九 略</p> <p>一 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二十六条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。</p> <p>二 略</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十六条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合にあつては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。</p> <p>254 略</p> <p>(法第百四十四条の七第一項第二号の基準)</p> <p>第八条の三十 略</p> <p>一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十六条の規定による登録を受けた者であること。</p> <p>二 略</p>	<p>(法第百四十四条の七第一項第一号の基準)</p> <p>第八条の二十九 略</p> <p>一 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であること。</p> <p>二 略</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出の日から起算して三年を経過しない者である場合にあつては、申請の日の属する年の前年における軽油の年間の製造量が二十万キロリットル以上であること。</p> <p>254 略</p> <p>(法第百四十四条の七第一項第二号の基準)</p> <p>第八条の三十 略</p> <p>一 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であること。</p> <p>二 略</p>

2～4 略

(元売業者の指定の申請の手続等)

第八条の三十二 略

一 略

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十六条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることを証する書面

ロ 略

二 略

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第十六条の規定による登録を受けた者であることを証する書面

ロ 略

三～八 略

2及び3 略

(政令第四十三条の十一第五号の総務省令で定める基準)

第八条の三十六 略

一 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十七条第一項の規定により石油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行つていること。

二～四 略

附則

2～4 略

(元売業者の指定の申請の手続等)

第八条の三十二 略

一 略

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十三条第一項の規定による届出を適正に行つた者であることを証する書面

ロ 略

二 略

イ 石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条の規定による登録を受けた者であることを証する書面

ロ 略

三～八 略

2及び3 略

(政令第四十三条の十一第五号の総務省令で定める基準)

第八条の三十六 略

一 石油の備蓄の確保等に関する法律第二十四条第一項の規定により石油販売業の届出を義務付けられている者にあつては、当該届出を適正に行つていること。

二～四 略

附則

(政令附則第七條第六項の家屋)

第三條の二の八 略

一〇六 略

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八條の規定により選定された民間事業者が同法第七條の規定により選定された特定事業において取得する建物

八 略

(政令附則第七條第六項の家屋)

第三條の二の八 略

一〇六 略

七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第七條の規定により選定された民間事業者が同法第六條の規定により選定された特定事業において取得する建物

八 略

○附則第二条による改正（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部改正） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 略</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地方税法施行令第四十八条の九の十五又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>	<p>（法第三十八条の二第三項に規定する総務省令で定める事業）</p> <p>第十一条の七の二 略</p> <p>一 六 略</p> <p>七 地方税法施行令第四十八条の九の十四又は第五十六条の八十九の十の規定による特別徴収税額の市町村への納入の経由に係る事業</p>